

第一号議案

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正について
 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者
 教育委員 岩 崎 哲 朗

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

第七条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県教育委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

1 文書及び図画 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	2 録音テープ及びビデオテープ <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	3 その他の電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものを
---	--	---

第一号様式中

		<input type="checkbox"/> の視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付
--	--	--

<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付
--

に改め、同様式の

注2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」とし、「事情」を「事情等」に改める。
 第二号様式中「時 分」を「時 分 分」に改め、同様式の注1中「公文書」を「情報センサー又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。
 第三号様式中「時 分」を「時 分 分」に改め、同様式の注3中「公文書」を「情報センサー又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中

公開を実施する日	年 月 日
----------	-------

を

公開を実施する日時	年 月 日 時 分 分
-----------	-------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の

間、所要の補正をして使用することができる。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の趣旨に鑑み、情報通信技術を効果的に活用するため、オンラインによる公文書の公開を行うことができることとしたので提案する。

○ 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一条～第六条（略）

第一条～第六条（略）

（公文書の公開の実施方法）

（公文書の公開の実施方法）

第七条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県教育委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

第七条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、大分県教育委員会が適当と認める方法により行うものとする。

（削る）

一 録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は当該録音テープ若しくはビデオテープを録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付

（削る）

二 その他の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴。ただし、大分県教育委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写したものの交付

第八条～第十二条（略）

第八条～第十二条（略）

第一号様式

第1号様式(第2条関係) 公文書公開請求書 年 月 日

大分県教育委員会 殿

郵便番号 請求者 住所 氏名
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)
 電話番号 () ()

大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求しようとする公文書の件名又は内容	<input type="checkbox"/> 閲覧・複製 <input type="checkbox"/> 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー(地区) <input type="checkbox"/> 送付
公開の場所等	
公開請求の理由又は利用目的	

※対象公文書	所属年度	件名
	年度	
	事務事業担当課	

注 1 □のある欄には該当する□内にレ印を記入し、()内に必要事項を記入してください。

2 公開の実施の方法については、技術的な事情等により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。

3 写しの交付により公開の実施を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

第一号様式

第1号様式(第2条関係) 公文書公開請求書 年 月 日

大分県教育委員会 殿

郵便番号 請求者 住所 氏名
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)
 電話番号 () ()

大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求しようとする公文書の件名又は内容	1 文書及び図画 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	2 録音テープ及びビデオテープ <input type="checkbox"/> 専用機器による再生したものの複製 <input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	3 その他の電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力し再生したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による再生したものの複製 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー(地区) <input type="checkbox"/> 送付		
公開の場所等			
公開請求の理由又は利用目的			

※対象公文書	所属年度	件名
	年度	
	事務事業担当課	

注 1 □のある欄には該当する□内にレ印を記入し、()内に必要事項を記入してください。

2 電磁的記録 については、技術的な事情 により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。

3 写しの交付により公開の実施を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

第二号様式

第2号様式(第5条関係)

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

大分県教育委員会 印

大分県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開の実施の方法	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	電話番号() — 内線
事務事業担当課	電話番号() — 内線

注 情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書の公開を受けるに当たっては、この通知書を提示してください。
(削る)

第二号様式

第2号様式(第5条関係)

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

大分県教育委員会 印

大分県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開の実施の方法	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	電話番号() — 内線
事務事業担当課	電話番号() — 内線

注 1 公文書 _____ の公開を受けるに当たっては、この通知書を提示してください。
2 指定された公開の日時に来庁することができないときは、あらかじめ事務事業担当課に連絡してください。

第二号様式

第3号様式(第5条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開の実施の方法	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	電話番号() — 内線
公文書の一部を公開しない理由	
※ 公開しない部分と公開する期日とができる期日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号() — 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書の公開を受けるに当たっては、この通知書を提示してください。

4 指定された公開の日時に来庁することができないときは、あらかじめ事務事業担当課に連絡してください。

5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載していただきます。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。

第二号様式

第3号様式(第5条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開の実施の方法	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	電話番号() — 内線
公文書の一部を公開しない理由	
※ 公開しない部分と公開する期日とができる期日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号() — 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 公文書 〃の公開を受けるに当たっては、この通知書を提示してください。

4 指定された公開の日時に来庁することができないときは、あらかじめ事務事業担当課に連絡してください。

5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載していただきます。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。

第九号様式

第9号様式(第6条関係)

公文書公開通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で通知したあなたに関する情報が記録されて

いる公文書を公開しますので、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第12条

第3項において準用する第12条第3項の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されている貴(あなた)に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日 時 分から
公開の種類	
事務事業担当課	電話番号() 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九号様式

第9号様式(第6条関係)

公文書公開通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で通知したあなたに関する情報が記録されて

いる公文書を公開しますので、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第12条

第3項において準用する第12条第3項の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されている貴(あなた)に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
公開の種類	
事務事業担当課	電話番号() 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正

1 規則の概要

公文書公開規則は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）に基づき、大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関して必要な事項を定めるものである。

2 改正理由

国は、法令をはじめとする社会制度等に、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が広く社会に浸透していることがデジタル技術の活用を阻んでいるとして、令和3年11月に「デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）」を設置した。同年12月にデジタル化を図っていく上での指針である「構造改革のためのデジタル原則」が調査会によって策定され、以降、デジタル社会の実現を目指し、構造改革に取り組んでいる。国は、その構造改革の一環として、地方公共団体においても調査会の取組を参考としたアナログ規制の見直しに自主的に取り組むことを求めている。

また、令和5年6月16日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）」により、地方公共団体は、情報通信技術の効果的な活用のために必要な措置・施策を講ずることを求められることとなった。

これらの趣旨に鑑み、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規定の見直しとして、本規則を改正する必要がある。

3 改正内容

- (1) 第7条を改正し、オンラインでの公文書の公開を可能とする。
- (2) (1)に伴い、現在の第1号様式～第3号様式及び第9号様式の記載を変更する。

4 施行期日

令和6年4月1日（公布日 令和6年3月29日）

※ 知事部局の規則等も同様の改正がなされ、県全体として1つの県報でまとめて公布する予定。